

第 23 号議案

ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正する条例

(ふじみ野市立資料館条例の一部改正)

第 1 条 ふじみ野市立資料館条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「ため」の次に「、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する博物館として」を加える。

本則に次の 7 条を加える。

(使用料の免除)

第 10 条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 研修室等の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、研修室等を利用することができないとき。
- (3) 利用者が使用料を納付した後、教育委員会規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第 12 条 利用者は、研修室等の利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第 6 条の規定により利用を制限され、又は第 8 条第 1 項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第 13 条 利用者が故意又は過失により博物館（資料を含む。）を損傷し、又は滅失したときは、当該利用者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第 14 条 教育委員会は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(博物館協議会)

第15条 法第23条第1項の規定に基づき、ふじみ野市博物館協議会（以下「博物館協議会」という。）を置く。

2 博物館協議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 博物館協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第9条関係）

（単位：円）

施設名	区分	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時30分から午後3時30分まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後8時まで	午前9時から午後8時まで
研修室1		250	250	250	250	250	
研修室2		250	250	250	250	250	
会議室		250	250	250	250	250	
ギャラリー							1,800 (ただし、展示ケースを使用する場合は、2,500)

備考

1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。

2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれ

らの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。

3 利用者が連続して複数の時間区分において研修室等を利用する場合は、各時間区分の間の時間も研修室等を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

4 使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

(ふじみ野市立資料館条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 ふじみ野市立資料館条例の一部を改正する条例（令和7年ふじみ野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る改正規定を次のように改める。

第2条を次のように改める。

(管理)

第2条 博物館は、ふじみ野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）がこれを管理する。

第3条を改め、同条を第2条とする改正規定を次のように改める。

第3条を次のように改める。

(職員)

第3条 博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

第4条を改め、同条を第3条とする改正規定を次のように改める。

第4条を次のように改める。

(入館の制限)

第4条 教育委員会は、博物館を利用する者の遵守事項を定め、及び博物館内の秩序を害し、若しくは害するおそれがある者の入館を禁止し、又はその者に対し、博物館からの退去を命ずることができる。

第5条を改め、同条を第4条とする改正規定を次のように改める。

第5条を次のように改める。

(利用の許可)

第5条 博物館の施設のうち研修室、会議室及びギャラリー（以下「研修室等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

第6条第1号及び第3号を改め、同条を第5条とする改正規定を次のように改める。

第6条を次のように改める。

(利用の制限)

第6条 教育委員会は、研修室等の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 研修室等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が研修室等の利用を制限する必要があると認めるとき。

第7条を改め、同条を第6条とする改正規定を次のように改める。

第7条を次のように改める。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 第5条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第8条第1項を改め、同条を第7条とする改正規定を次のように改める。

第8条を次のように改める。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は研修室等の管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくは研修室等の利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) 第14条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 教育委員会は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

第9条を第8条とする改正規定を次のように改める。

第9条を次のように改める。

(使用料)

第9条 利用者は、第5条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(準備行為)

2 この条例による改正後のふじみ野市立資料館条例（以下この項において「新条例」という。）第5条の規定による許可、新条例第6条の規定による利用の制限、新条例第9条の規定による使用料の納付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第5条、第6条及び第9条の規定の例により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のふじみ野市立資料館条例（以下この項において「新条例」という。）第10条の規定による使用料の免除、新条例第11条の規定による使用料の還付及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第10条及び第11条の規定の例により行うことができる。

令和8年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立博物館の開館に伴い、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館であること並びに博物館の貸室の利用に係る手続及び使用料等を定めるため、ふじみ野市立資料館条例等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。